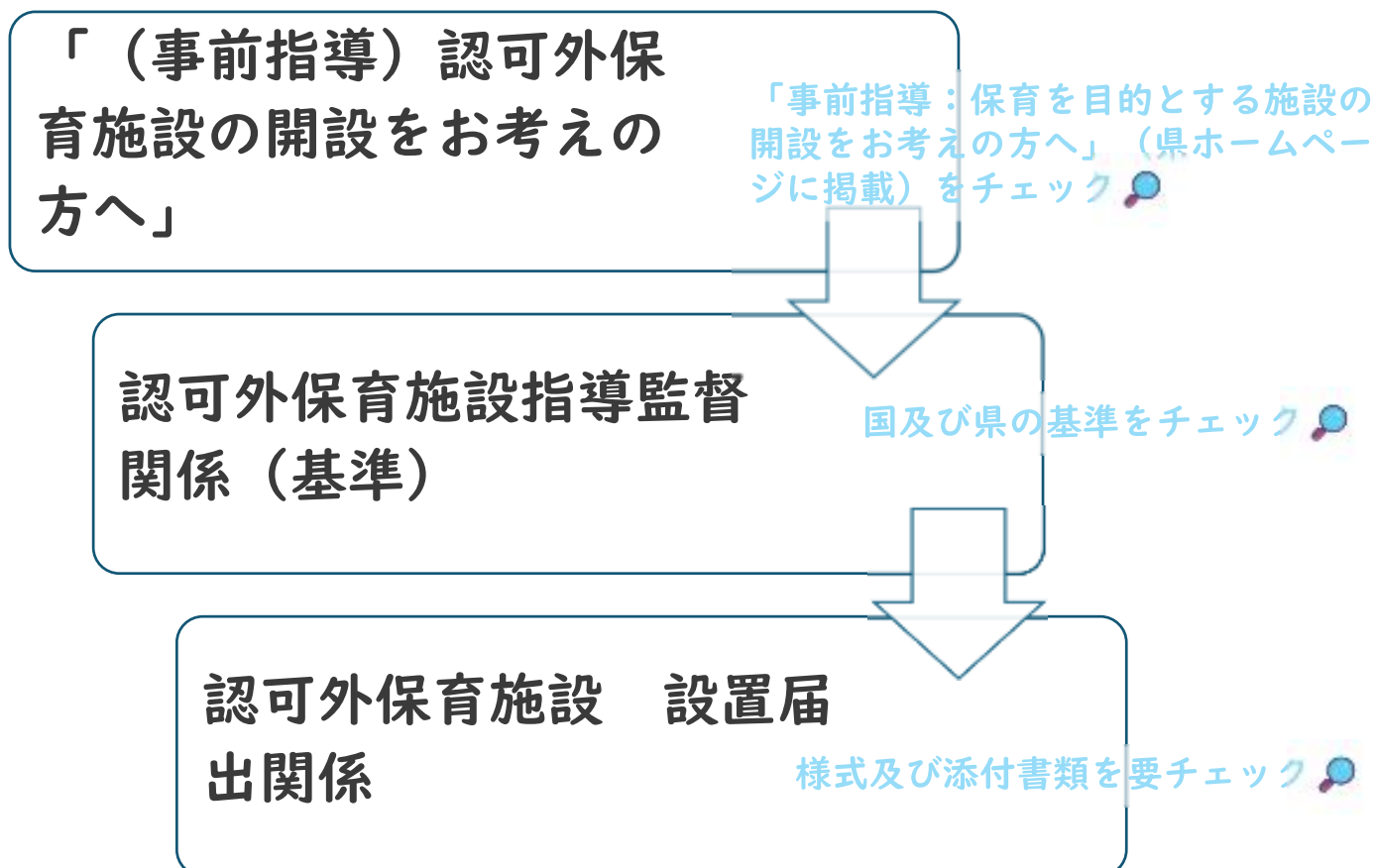


認可外保育施設の開設 をお考えの方へ

(沖縄県こども未来部子育て支援課)

1

確認いただきたい資料



※立入調査を待たずに幼児教育・保育の無償化を希望する場合は、自主点検結果に基づく「条件付き無償化」の手続きが必要になります。

2

認可外保育施設の開設をお考えの方へ（事前指導）

認可外保育施設とは、児童福祉法第59条の2に規定する都道府県や市町村認可を受けていない保育施設や小規模保育事業等の総称です。

いわゆる「託児所」や「ベビーホテル」等、その名称に関わらず保育を目的とする施設やベビーシッターなど認可を受けていない施設・事業であれば、認可外保育施設となります。

認可外保育施設の開設をお考えの方は、「（事前指導）保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ」（県ホームページに掲載）をご覧ください。

また、認可外保育施設の設備及び運営については、児童の安全確保等の観点から、原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

1 認可外保育施設について

2 設置後の届け出について

- 各種届出の義務及び届出対象外施設の説明

3 サービス内容の掲示等について

- サービス内容の掲示
- 利用者に対する契約内容等の説明
- 契約時の書面等交付

4 設備・運営等に係る基準

- 基準の適合及びその他関係法令の遵守

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

6 法的根拠

- 立入調査等の根拠

7 具体的な指導監督の内容

- 行政指導、行政処分、罰則等の説明

3

認可外保育施設とは

【認可保育園等】

認可保育所

地域型保育事業

- 家庭的保育事業
- 小規模保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

幼保連携型認定こども園など

児童福祉法に基づく認可等なし

【認可外保育施設】

「認可外保育施設」とは、都道府県や市町村の認可等を受けずに保育を行っている施設の総称です。

【設置届出対象】

- 認可を受けていない保育園やベビーシッター等
- ※保育所や地域型保育事業等で認可を受けていない施設（少数の乳幼児を対象とするものその他の内閣府令で定めるものを除く）

【設置届出対象外】

- 小売店等で顧客の乳幼児を一時的に保育する施設
- 親族間（4親等内）の預かり合い
- 半年を限度として臨時に設置される施設など

【教育を目的とする施設等】

• 幼児教育を目的とした学習塾等は、基本的には認可外保育施設には該当しないが、乳幼児が保育されている実態がある場合は、認可外保育施設に含まれる。

4

沖縄県認可外保育施設指導監督要綱とは

【児童福祉法】（S56年法改正）

・認可外保育施設に対する立入調査、行政処分等を規定

【児童福祉法】（H13年法改正）

・認可外保育施設の「届出制」導入。各種届出、毎年の定期報告、利用者への説明等を規定

より効果的な指導ができるよう

【（国）認可外保育施設指導監督の指針】（H13年策定）

・児童の安全確保の観点から、劣悪な施設を排除するため
・認可外保育施設に対する指導・処分等の手順留意点等を規定

当該基準を満たすと
「証明書」が交付されます

【（国）認可外保育施設指導監督基準】

・指導監督は、基準に基づき保育内容、保育従事者数、施設設備等について行う。

【沖縄県認可外保育施設指導監督要綱】

・法に定める指導監督等の手順等を規定

・国の指針、基準を参酌して要綱を策定

【（県）認可外保育施設指導監督基準】

【目的】

・法に基づく指導監督を的確に実施し、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的としている

【県独自規定】

・研修会の開催など、施設に対する助言指導の実施
・巡回訪問
・認可外保育施設の制度の周知
・保育サービス提示の外部提示、基準を満たす証明書の提示

5

沖縄県認可外保育施設指導監督要綱の概要

第1 総則

- 1 目的
- 2 認可外保育施設の定義
- 3 指導監督基準
- 4 認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

別表_指導監督基準

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造、設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 5 保育内容
- 6 給食
- 7 健康管理・安全確保
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿等

【メモ】
・国の基準を参酌
・県独自規定あり

第2 通常の指導監督

- 1 通則
- 2 報告徴収
- 3 立入調査（巡回訪問）

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

- 1 通則
- 2 改善指導（評価基準）
- 3 改善勧告
- 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

第4 情報提供

- 1 市町村長等に対する情報提供
- 2 県民への情報提供
- 3 認可外保育施設制度の周知
- 4 認可外保育施設が行う情報提供

付属_様式類

- 1 設置届出
- 2 変更届出
- 3 休止・廃止届出
- 4 事前指導
- 5 届出指導
- 6 運営状況報告
- 7 長期滞在児童報告
- 8 保育サービス提示
- 9 交付書面

【メモ】
・届出・報告の様式に加え、事前指導の様式や、事業者が利用者等に提示する様式を定めている。

第5 雑則

- 1 要綱に定めのない事項
- 2 市町村長の協力

6

届出	設置届出 (再開含む)	各種 1か月以内に届出
	変更届出 (随時)	
	休止届出 (随時)	
	廃止届出	

報告	運営状況報告 (年1回)
	事故報告 (随時)
	長期滞在児童報告 (随時)
	その他 (随時)

指導監督等	立入調査 (通常・特別・巡回) 新設施設は届出後に巡回に伺います。 年1回立入調査を実施します。
	集団指導 (居宅訪問型保育事業者向け) 居宅訪問型(個人)は立入調査に替えて 集団指導を実施します。
	行政指導 (改善指導・改善勧告・公表)
	行政処分 (事業停止又は施設閉鎖命令)

その他	罰則 (罰金、過料)
	研修会 (施設管理者、職員研修向け研修)
	情報提供 (制度周知) (事業者は利用者向けサービス提供内容等を情報提供)
	補助金等 (認可化移行支援等)

※上記区分はわかりやすくするため指導監督基準と異なる区分けとなっております。

認可保育所と認可外保育施設の相違点①

項目	認可保育所	認可外保育施設
運営主体	法人又は個人事業主	法人又は個人事業主
設置方法	【事前】事業開始前に自治体の認可が必要 (基準を満たす必要がある)	【事後】事業開始後に設置届出
基準	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <厚生省令>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	(国・県)認可外保育施設指導監督基準 <技術的助言>認可外保育施設指導監督基準
保育に従事する者の数	0歳児：3人につき1人以上 1～2歳児：6人につき1人以上 3歳児： <u>15人</u> につき1人以上 4歳児以上： <u>25人</u> につき1人以上	0歳児：3人につき1人以上 1～2歳児：6人につき1人以上 3歳児： <u>20人</u> につき1人以上 4歳児以上： <u>30人</u> につき1人以上
保育従事者の資格	保育士	保育士又は看護師 (保育従事者の概ね3分の1以上)
設備	<ul style="list-style-type: none"> 0～1歳児： 乳児室1.65㎡/人以上 <u>ほふく室：3.3㎡/人</u> 2歳児以上： <u>保育室：1.98㎡/人以上</u> <u>屋外遊戯場：3.3㎡/人</u> 医務室 調理室 便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室1.65㎡/人以上 調理室 便所

認可保育所と認可外保育施設の相違点②

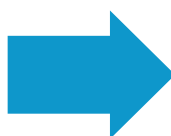
項目	認可保育所	認可外保育施設
保育時間	保育標準時間：原則11時間上限 保育短時間：原則8時間上限 (延長保育可)	施設ごとに設定 (宿泊・夜間保育が可能な園もあり)
入園申込	自治体の審査 (保育が必要な者に限定)	施設が審査 (誰でも入所可)
保育料	保護者の収入や子どもの年齢に応じて、 自治体が決定 (公定料金)	施設(設置者)が設定 (自由料金)
幼児教育・保育の無償化	全額	上限額あり (3~5歳：月額37,000円まで) ※指導監督基準を満たす証明書交付施設でかつ保育認定対象者のみ
給食費	実費負担	実費負担
運営費	私立保育所：国県市町村からの負担金	保護者からの利用料

9

指導監督基準を満たす旨の証明書

指導監督基準基を満たした場合

- 立入調査(施設型)又は集団指導(居宅訪問型)において指導監督基準を満たしていることを確認



「指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付

- 証明書交付に係る交付申請等の手続きはなし
- 基準を満たさなくなった場合は返還

証明書の交付を受けると

適切な運営の証明

- 施設選択の指標の一つ
- 保護者の信頼感の獲得

幼児教育・保育の無償化対象

- 保育の必要性が認定された児童が対象
- 3歳から5歳までは月額3.7万円、0歳から2歳までの住民税非課税世帯は月額4.2万円まで

消費税非課税

- 保育料が非課税(消費税)
- 保育料に加え、ベビーシッターが乳幼児の居宅まで移動する際に必要となる交通費なども対象

10

幼児教育・保育の無償化

令和8年10月に給付上限額の
見直しが予定されております。

- 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタート（年間約9千億円、消費増税）
- ベビーシッターも、保育の必要性がある子どもは対象に。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

※「ベビーシッターの現状と課題」(令和5年4月17日こども家庭庁育成局)資料2から引用

幼児教育・保育無償化の要件

幼児教育・保育の無償化とは、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償とする制度で、子育て世代の経済的負担軽減やすべてのこどもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障することを目的としている。認可外保育施設の利用においても要件を満たすことにより同制度の利用が可能となっている。

【対象児童】

- ・ 「保育の必要性の認定を受けた」
+
・ 0歳～2歳児クラスのうち住民税非課税世帯の児童
or
・ 3歳から5歳児クラスのすべての児童

【対象施設】

- ① 認可外保育施設(ベビーシッター含む)のうち、「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けた施設
- ② 市町村の確認が必要
※経過措置で令和6年9月までは基準を満たさない認可外保育施設も対象となっていた

【対象経費】

保育利用料

※通園送迎日、食材料費、行事費などは無償化の対象外

認可外
における
要件等

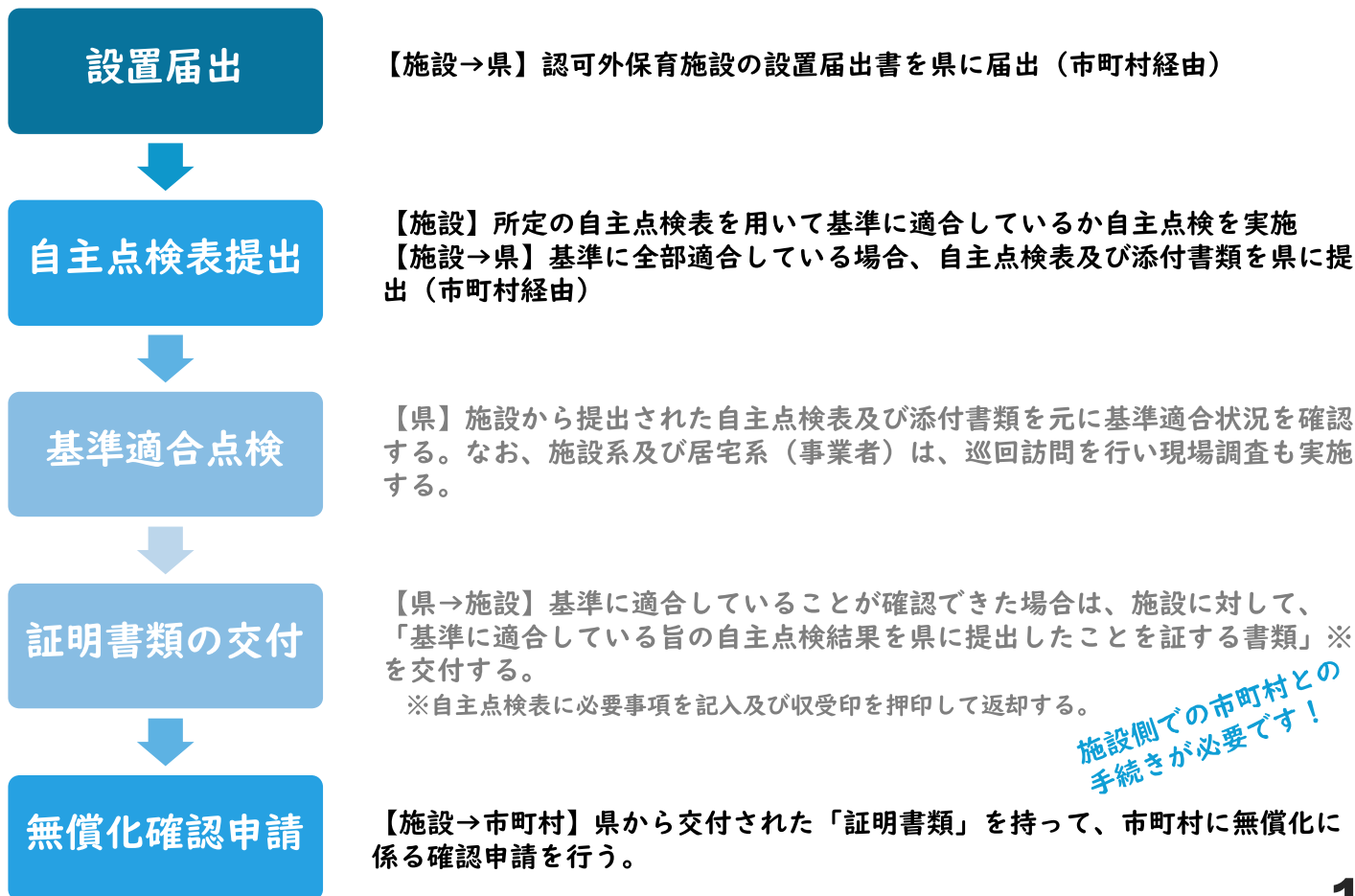
【上限額】

- ・ 0歳～2歳児クラス→4.2万円
- ・ 3歳～5歳児クラス→3.7万円

※上記金額は、対象児童の月の上限額(施設ごとではない)であり、これを超える場合は自己負担(保護者負担)

(特例) 条件付き無償化に係る申請の流れ

新規に設置届出のあった認可外保育施設について、立入調査等が行われるまでの期間に限り、基準に適合している旨の自主点検結果を県に提出したことを証する書類等を添付することで、市町村に無償化に係る確認申請を行うことが可能



13

沖縄県認可外保育施設関係ホームページのご案内

利用者様向け・一般向け

- ・認可外保育施設の選び方
- ・認可外保育施設の情報

事業者様向け ※一部準備中の項目がございます。今後、随時、更新してまいります。

- ・開設をお考えの方へ
- ・届出関係（設置・変更等）
- ・報告関係（運営・事故報告等）
- ・立入調査関係
- ・研修関係
- ・補助金関係
- ・制度関係（法令・通知等）
- ・その他

認可外保育施設関係のホームページはコチラから



届出・報告が必要な場合の解説や、届出等の様式、研修の案内等を掲載しております。

14



連絡先

沖縄県子ども未来部
子育て支援課 保育指導班
（認可外保育施設担当まで）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL : 098-866-2457
Fax : 098-866-2433
代表アドレス : aa031305@pref.okinawa.lg.jp

Contact address

Child Care Support Division
Department of Child Care
OKINAWA PREFECTURAL
GOVERNMENT

3rd Floor, 1-2-2 Izumizaki, Naha City
Okinawa 900-8570 JAPAN
TEL : +81-(0)98-866-2457
Fax : 098-866-2433
E-mail : aa031305@pref.okinawa.lg.jp



メールはコチラから→



←Please email me here



保育施設の運営は、子どもの命を預かる大変責任の重い仕事です。

施設の皆様におかれましては、基準の遵守にとどまらず常に運営状況の見直しや正しい情報の収集に努め保育環境の改善を図って頂くようお願いいたします。